

## 平成29年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 3月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
  - 1番 金崎 均
  - 2番 水町 茂
  - 3番 大西 準一
  - 5番 大福 裕子
  - 6番 木浦 由子
  - 7番 森 清一
  - 8番 永友 祥一
  - 10番 永友 定己
  - 11番 坂本 幸
  - 12番 宇治橋 俊美
  - 13番 永友 清太
  - 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
  - 第2 会期の決定(別記のとおり)
  - 第3 諸報告
  - 第4 議案第13号 農地移動適正化あっせん事業
  - 第5 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
  - 第7 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
  - 第8 議案第17号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成29年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは、本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、8番 永友 祥一委員・10番 永友 定己委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠 浩三 局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日3月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日3月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告です。【3月】です。

6日(月)平成28年度第2回宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会が行われております。木浦委員、大福委員が出席しております。同じく6日(月)平成28年度宮崎県農業委員会等研修会が行われております。農業委員6名が出席しております。事務局からは佐野主査が出席しております。7日(火)9日(木)21日(火)22日(水)24日(金)平成29年第1回高鍋町議会定例会が行われております。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。13日(月)第12回常設審議委員会が行われております。会長が出席しております。21日(火)現地調査です。森委員、永友祥一委員、宇治橋委員、事務局から佐野主査が出席しております。23日(木)あっせん委員会が行われております。森委員、坂本幸委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。鳥井とございますが、わたくし所用がございまして出席できませんでしたので、鳥井のところの削除をお願いいたします。28日(火)本日です。高鍋町農業再生協議会通常総会が行われております。会長、事務局からは、鳥井が出席しております。同じく28日(火)平成28年度「人・農地プラン」検討会が行われております。会長、こちらの方の追加をお願いいたします。木浦委員が出席しております。事務局からは、鳥井、三笠補佐が出席しております。同じく28日(火)平成29年第3回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席でございます。同じく28日(火)総会が終

わった後に、平成28年度第4回高鍋町農業経営改善対策会議が行われます。全委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席となっております。

業務計画【4月】です。3日（月）辞令交付式が行われます。会長、事務局からは全職員出席予定です。14日（金）第13回常設審議委員会が行われます。会長が出席予定です。19日（水）平成29年度高鍋町認定農業者協議会総会が行われます。会長が出席予定です。21日（金）現地調査となっております。水町委員、永友清太委員、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日（金）平成29年第4回高鍋町農業委員会総会、全委員、全職員出席予定でございます。業務報告、業務計画につきましては以上でございます。

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法4条申請。平成29年2月21日現地調査を行っております。

申請人 ○○○○ 転用目的は進入路の一部で問題ありません。

農地法5条申請 平成29年2月21日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

なお、3月13日付けで許可となっております。

つづきまして4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,980 m<sup>2</sup> 賃貸人 ○○○○  
○大字○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○  
解約届出日 平成29年3月21日 解約成立日 平成29年3月21日  
土地引渡日 平成29年3月31日 解約の理由は、新たな賃借人が見つかったことによる合意解約となっております。

つづきまして5ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 9,111 m<sup>2</sup>外6筆 使用借受人 ○○○○  
○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 使用貸渡人 ○○ ○○ ○○番地

〇〇〇〇 解約届出日 平成29年3月24日 解約成立日 平成29年3月24日 土地引渡日 平成29年5月19日です。

つづきまして農地法第3条による使用貸借契約の解約および一部解約です。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 2,506 m<sup>2</sup>外2筆 使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 使用貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 解約届出日 平成29年3月15日 解約成立日 平成29年3月10日 土地引渡日 平成29年4月30日となっております。

つづきまして6ページをお開きください。農地の時効取得に関する通知についてです。

1番 申請地 〇〇大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 489 m<sup>2</sup> 取得日 平成8年12月1日 権利者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 義務者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 以上、報告いたします。

[議長]

只今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[7番]

報告があります。3月23日あっせん委員会を開催いたしました。あっせん委員としてわたくしが担当で、坂本幸議員が順番委員ということで、2名出席しております。申出者が〇〇〇〇、相手方が〇〇〇〇、対象農地が大字〇〇 〇〇番地 外1筆 合計6938 m<sup>2</sup>の畑が対象となっております。今回、〇〇〇〇の農地売買等事業の活用要望があり、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん立会いのもと、三笠補佐も立ち会っていただきまして、総額〇〇円で決定しております。以上、報告いたします。

[議長]

その他、何か質問はないですか。【質疑なし】それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4 議案第13号 農地移動適正化あっせん事業についてを議案とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第13号 農地移動適正化あっせん事業についてです。

1番 平成29年3月21日 売渡の申出です。申出者 〇〇大字〇〇 〇

○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,100 m<sup>2</sup>外 2筆。この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

只今、説明が終わりましたがご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】  
それではあっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 12番 宇治橋 俊美 委員  
順番委員 10番 永友 定己 委員

よろしく申し上げます。

日程第5 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10ページをお開きください。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番 無償移転 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 田 面積 2,453 m<sup>2</sup>外 5筆 譲渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ この件につきまして、担当の坂本会長お願いいたします。

[15番]

説明いたします。○○○○さんと譲受人の○○○○さんですけれども、○○関係であります。場所は○○から下った○○というところで、この度、○○○さんが、農地を処分したいということで、○○の○○○○さんをお願いして、農地を引き取ってもらったという形であります。そういうこともあって、○○○○さんから○○○○さんへの無償移転となりました。よろしく申し上げます。

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告を、お願いします。

[12番]

現地調査報告をいたします。3月21日9時より森委員、永友祥一委員、また事務局の佐野主査とわたしと4人で現地調査を行いました。現地はいまありましたように、○○○が通っておりますが、それを東西に挟んだ田んぼなんです、殆ど周辺は田んぼ地帯で、この2番目の○○m<sup>2</sup>の土地だけが、

ちょうど〇〇〇〇の敷地にとられたところだと思いますが、路肩のそばで、三角地で、何も作ってありませんでした。狭い土地でおそらく何もできないと思います。後5筆は先程言いましたが、周り〇〇〇〇を挟んで東西に挟んで田んぼにあり、きれいに管理され問題はないと思いました。以上、報告をいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇地区において水稻や飼料稲・ズッキーニを栽培しています。今回の申請は〇〇の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 1,289㎡  
所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 譲受人  
〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は植林でございます。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明いたします。現地は〇〇の〇〇〇〇を通っているところのちょっと手前なのですが、〇〇〇〇さんという人が平成26年に〇〇〇〇さんという不動産をやっている方から買われた土地です。16ページを見ていただ

けたらわかると思うのですが、宅地の部分にはいま太陽光がしてあります。その宅地にくっついた畑の部分と山の部分を今回〇〇〇〇さんに自分はもうできないのでということで買い取り買い戻しみたいな感じで〇〇〇〇さんが買われるそうです。そういう報告を受けました。クヌギを植えられるそうです。買った後に、いま既に少しは植えてあるのですが、その他に300本くらい植える予定です、ということです。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員の報告をお願いします。

[8番]

報告いたします。3月21日に宇治橋委員、森委員、事務局佐野さんと4名で現地確認を行いました。申請地はいま木浦委員がおっしゃった通りでありまして、現在はクヌギが少しだけ植えてあり、雑草もたくさん生えている状態です。今後はさらに椎茸の原木であるクヌギを植林され手を入れられるということです。問題は無いかと思われまます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本案件は平成26年4月23日に許可がありました太陽光発電施設の事業計画の変更でございます。転用目的は植林(クヌギ)でございます。面積は1,289㎡となっております。譲受人はクヌギを植林し椎茸の原木を育てたいと考え適地を探していたところ、当該申請地が適地と考え、譲渡人と折り合いが付き当該申請地の売買契約を結ぶ状態であるため今回の申請に至っております。

ブロック塀を作り雨水が周辺地に流れ込まないように留意しますが、周囲には耕作地が無く被害を与えることはないということでございます。

事業費につきましては譲渡価格〇〇円、譲渡価格には隣接地取得の金額も含まれております。クヌギの植栽が〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

また、汚水処理につきましては、植林を行うため汚水がでる心配はないとの確約書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑  
面積 192 m<sup>2</sup> 所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇  
〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は露天資材置場  
となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。19ページをお開きください。この申請地は〇〇〇〇前  
にあります。この方は〇〇に住んでらっしゃった関係上、長らく放置されて  
おりまして、雑木、竹などが生えておりまして、近隣にとっては非常に迷惑  
なところだったのですが、今回資材置場として〇〇〇〇さんが使用したいと  
いうことで、わたしたちとしては景観が良くなるのかなという風に思ってお  
ります。〇〇円です。よろしくお願ひします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願  
ひいたします。

[7番]

報告いたします。佐野主査とわたしたち3人の委員で現地調査を行いました。  
現地はいま担当委員が言われた〇〇の辺り、〇〇〇〇から約300m南の  
方へ〇〇に行く途中にあります。現場は竹林になっており、三方がブロック  
塀に囲まれております。譲受人は竹林を整地して露天の資材置場として利用  
するとのことでした。また雨水は地下浸透とし、出入り口には砂利を敷き、土  
砂の流出を防止するということです。何ら問題ないという風に考えます。以  
上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願ひします。

[事務局]



申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域に用途区域が定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は資材置き場であり、転用面積は192㎡となっております。

転用理由は、申請地は現在竹林になっており、長らく耕作は行われておらず、また今後行う予定がないため売却を予定しているが、地理・面積的に農地としての買受希望が無く、当地で〇〇〇〇を営む譲受人へ相談したところ、同人が管理する〇〇〇〇に利用する資材置き場として自ら利用したい希望があり、今回の申請に至っております。

土地造成は整地のみ。隣接地との境界は現状ブロック塀で区切られており、転用後も現状を維持するため、隣接地への雨水や土砂の流出の懸念は無いとのことです。車両進入口には砂利を敷き、車両の往来による土砂等の流出を防止し、車両進入口における接面歩道の補強工事については、県担当部局と協議済みであるとのことです。資材置き場としての利用のため、新たな排水発生はなく、雨水等の排水は自然浸透による現状と変更はありませんが、雨水等流出の懸念を排するため、接面歩道の側溝へ排水するために、車両進入口部に排水枡を設けるほか、被害防止には十分対処されるとのことをごさいます。

事業費は、土地取得費〇〇円、竹林伐採・処分費用〇〇円、土地造成・道路間口工事費〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については預金通帳の写しが添付されております。

汚水処理については、資材置き場としての利用であるため新たな汚水は発生せず、雨水については、整地のみでの造成であるため現状と変更無く自然浸透の排水であるが隣接する周辺土地への土砂、雨水等の流出がないよう十分対処するとの確約書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田  
面積 513㎡ 所有権移転 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇  
譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅でござ  
います。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。24ページをお願いします。これはですね、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かったところの右側に〇〇〇〇があり、その前が畑となっておりますが、現在休耕しております、若干草が生えております。東側西側については既にブロックがありますが、水路側の南の方はブロックがありませんがブロックをするということです。もう既に堆積が土地の2/3くらいは薄いですが入っているような状況です。住宅地としては問題ないと思いますが、土地購入額は〇〇円となっております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員の報告をお願いいたします。

[7番]

報告いたします。場所はですね、いま言われたとおり〇〇〇〇の道を挟んで反対側の畑といいますか土地です。砂利がちょっと敷いてあったのですが、北側と東側はちょうど西側は宅地、南側は用水路になっておりました。なお汚水は合併浄化槽へ雨水は北側の側溝へ流し、境界はブロックを設置して、他に影響被害を及ぼさないようにするということでもあります。なお513㎡と転用面積が13㎡オーバーしておりますが、土地の形状がひし形になっている関係上、有効利用を行うということで問題ないかな、という風に考えております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は513㎡となっております。

転用理由は、譲受人は戸建住宅所有を希望し申請地を購入して住宅を建築し希望を実現したく、今回の申請に至っております。

申請地の北側は町道、東側は里道、西側は宅地、南側は水路となっております。汚水は合併浄化槽を経由し北側町道側溝へ、雨水も北側町道側溝へ流す計画となっております。土地境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎ、近隣の耕作物、その他に被害を及ぼさないよう留意することとなっております。

事業費は、土地購入費〇〇円、建築費用〇〇円、造成費その他〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の融資内定の通知書が添付され

ております。

汚水は合併浄化槽を経過し町道側溝にて処理し、雨水についても町道に放流するとの確約書が添付されております。また、〇〇〇〇より農地転用に伴う措置等については協議が整い、本〇〇〇〇として差し支えないとの意見書が提出されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして4番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑  
面積 304 m<sup>2</sup> 所有権移転 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇  
譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅とな  
っております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。お手元の31ページをお願いします。〇〇〇にあります  
〇〇〇〇の〇〇〇〇の手前ですね、〇〇〇〇ですが〇〇〇〇はもう既に宅地  
がほぼ完成していると思うのですが、この〇〇と〇〇の間のブロックがまだ  
境界がされておりませんが、境界にブロックをするということです。昨日は  
建設調査を既にしておりましたが、いつでも建設できるような状態だと思  
います。草が若干生えておりますが、周りが宅地ですので非常に適している  
のだという風を感じております。土地購入額は〇〇円ということです。よろ  
しくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員の報告をお願い  
いたします。

[8番]

報告いたします。3月21日にわたしたち委員3名と事務局1名と3名で  
現地確認を行いました。申請地はいま大福委員の説明されたとおりであり  
まして、この前の道路をずっと行ったところですね。現地は南西北側は宅地  
で、東側が町道となっておりまして、短い草が生えておりました。ここに住宅を

建設するという事で問題はないかと思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第2種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は304㎡となっております。

転用理由は、譲受人はアパート住まいをしているが、以前からマイホーム取得を希望していたため、今回の申請に至っております。

申請地の北側・西側・南側は宅地、東側は町道となっております。土地境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎ、近隣の耕作物、その他に被害を及ぼさないように留意するとのことです。汚水は公共下水道へ、雨水は東側町道へ放流する計画となっております。

事業費は、土地購入費〇〇円、建築費用〇〇円、造成費その他〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、〇〇〇〇の貯金残高証明書と郵便局の残高証明書が添付されております。

汚水は下水道にて処理し、雨水についても町道に放流するとの確約書が添付されております。

また、〇〇〇〇としての意見を面談の上確認頂き、宅地にすることに何ら問題なしとの結論をいただいたの上申請が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

36ページをお開きください。議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,124㎡外1筆 所有権を移転する者 〇〇大

字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇  
〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明いたします。〇〇の坂を下りるところの右側の方ですが、荒れた田んぼですが、隣が〇〇〇〇さんの田んぼがあったので、ようやく買っていただく運びとなったところです。何も問題はないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

[6番]

金額がですね、安い値段になったのですが、全部で〇〇円です。

[議長]

その他、何か質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 455  
㎡ 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移  
転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員より  
ご説明をお願いいたします。

[6番]

この土地はさっきの〇〇〇〇さんの田んぼに挟まれた 455 ㎡の田んぼだったので、もう一緒に売った方がいいだろうということで、〇〇〇〇さんがもう一緒に売りに出して売れた田んぼです。総額が〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本

件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 8,880 m<sup>2</sup>外12筆 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明をいたします。場所は〇〇。〇〇です。この他に、〇〇〇〇より登記が完了し、以前より取得を希望されている〇〇〇〇に売渡す計画だそうです。価格は83,524 m<sup>2</sup>で〇〇円だそうです。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に、利用権設定1番です。

[事務局]

38ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 940 m<sup>2</sup>外11筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。これは〇〇〇〇さんが〇〇〇〇を利用して〇〇〇〇への利用権設定の貸し付けです。〇〇〇〇貸し付け後は、担い手の〇〇の〇〇〇〇〇さんへ転貸される予定です。〇〇〇〇さんは〇〇の隣の〇〇で距離的には問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませ

んか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次の案件につきましては、〇〇委員の親族の案件となり、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、〇〇委員につきましては、この案件への議事参加ができませんので、しばらくの間、ご退席をお願いいたします。

[事務局]

39ページをお開きください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,980 m<sup>2</sup> 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の貸借です。〇〇〇〇さんは農業を幅広くされている上に、牛11頭繁殖牛を養っているとのこと。それで今度借りた畑には牧草を植えるということです。よろしく願います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

〇〇委員、席へお帰りください。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 2,506 m<sup>2</sup>外 2筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在につきまして、2筆目以降に地番にアルファベットがついておりますけれども、こちらは 1,000 m<sup>2</sup>のうち 500 m<sup>2</sup>といった、1筆のうち、一部を部分的に貸借する際に、農地台帳システム管理上、便宜分筆で処理するため付けております。実際の登記地番は〇〇番となりますのでご了承願います。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さまより〇〇〇〇による〇〇〇〇への貸し付けです。〇〇〇〇貸し付け後、担い手で認定農業者の〇〇〇〇様に貸付されます。〇〇〇〇様は〇〇の方が就農され、これからますます高鍋の農業に貢献されるということでしたので、よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

40ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,948 m<sup>2</sup> 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇様は先程説明いたしました〇〇〇〇様の〇〇であります。これから先も就農できる状況ではないとのことでした。相談を受けたときに、10年間貸し付けでということをお話をいただいて了解を得ました。〇〇〇〇様に〇〇〇〇でという話をしたところ、了解いただき、今回〇〇の畑、田んぼを〇〇〇〇扱いとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

差し替えした40ページをご覧ください。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,538 m<sup>2</sup>外1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。



[7番]

説明いたします。先程諸報告の中で申し上げました、あっせん委員会の件で、〇〇〇〇へのあっせん委員が整ったということで申し上げましたが、〇〇〇〇の〇〇〇〇における平成29年度の最初の土地代金支払日が6月20日に設定されているため、その間、土地を遊ばせないよう、両者間で使用貸借による利用権を設定するものです。よろしくお願ひしたいと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして日程第8 議案第17号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

41ページをお開きください。議案第17号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを説明いたします。

この案件につきましては、平成21年度より農業委員会の活動の透明化を図る主旨で地域住民への情報提供、地域住民からの情報収集ということで始められたものです。この案件につきましては議決をいただきました後、高鍋町のホームページに公表、あるいは農業委員会窓口に据え置き、広く住民の意見をいただくこととなっております。

意見集約期間は4月1日から4月30日の間となり、住民の方の意見等をまとめた上で、5月の総会に再度、議案として提出しご協議をいただいた上で、確定することとなっております。確定後は国、県へ報告することとなっております。

それでは詳細につきまして説明いたします。42ページをお開きください。

## I 農業委員会の状況(平成29年3月15日現在)

## 1. 農業の概要

こちらについては農業委員会の現況ということで書いてあるものでございます。耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積とあります。計のところがですね、それぞれ違っていると思いますけれども、耕地面積につきましては、作付面積統計における耕地面積が記載されております。経営耕地面積につきましては、農林業センサスに基づく数値が記入されております。遊休農地面積につきましては、荒廃農地調査の数値が記載されているところです。農地台帳面積につきましては、農業委員会備え付けの農地台帳の数値ということになります。以下は、農林業センサスで調べた農家戸数、農業者数、経営者数となっております。

## 2. 農業委員会の現在の体制

2番が、農業委員会の現在の体制ということで記載されているところでございます。

つづきまして、43ページです。

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1. 現状及び課題

担い手への農地の利用集積・集約化ということで、現状及び課題ということで、1番現状及び課題です。管内の農地面積が1,480haで、これまでの集積面積が619ha、集積率が41.82%となっております。

### 2. 平成28年度の目標及び実績

2番が28年度の目標及び実績となっております。目標としては649ha。30haの集積を計画していたところですが、実績といたしましては638haが19haということで、達成率が98.31%となっております。

### 3. 目標の達成に向けた活動

3番の目標の達成に向けた活動といたしましては、活動計画が、年間を通じて、担い手への農地の集積に向けたあっせん事業や特例事業を実施する。活動実績といたしましては、農業委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進いたしました。

### 4. 目標及び活動に対する評価

目標及び活動に対する評価、4番です。目標に対する評価としては、T P

P問題等もあって水田の利用集積が困難であった。活動に対する評価といたしましては、あっせん事業や特例事業を推進したが、目標未達成に終わってしまった、ということでございます。

つづきまして、44ページです。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進とあります。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1. 現状及び課題

#### 2. 平成28年度の目標及び実績

2番をご覧ください。平成28年度の目標及び実績です。目標は3経営体でございましたが、実質的には4経営体で、133.33%の達成です。参入目標面積が1.5haでございましたが、実際実績といたしまして16.35ha、達成状況が1090.00%となっております。

#### 3. 目標の達成に向けた活動

3番の目標の達成に向けた活動といたしまして、活動計画が、年間を通じて新規参入者への農地のあっせん事業等を実施していく。活動実績といたしましては、農業委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進いたしました。

#### 4. 目標及び活動に対する評価

目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価が、年間を通じて新規参入者への農地のあっせん事業等を実施し、年間の目標を達成した。活動に対する評価といたしましては、農業委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進し、年間目標を達成いたしました。

45ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価です。

### Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価

#### 1. 現状及び課題

1番、現状及び課題です。管内の農地面積1,480haで、遊休農地面積が53.7haということで、割合として3.63%が遊休農地となっております。

#### 2. 平成28年度の目標及び実績

2番、平成28年度の目標及び実績です。解消目標が15haでございましたが、解消実績が7.6ha、達成状況として50.67%となっております。

### 3. 2の目標の達成に向けた活動

3番、2番の達成に向けた活動といたしましては、活動計画で、調査員数(実数)14名、調査実施時期5月～8月、調査結果取りまとめ時期が8月～10月となっております。この14名というのは、農地相談員と農業委員さんの人数を足したものでございます。活動実績といたしましては、活動計画と同数でございます。利用意向調査につきましては、実施時期が11月～1月、調査結果の取りまとめが2月～3月で、32条第1項第1号の調査件数が75筆の6.46haとなっております。2号遊休農地、33条遊休農地はございませんでした。

### 4. 目標及び活動に対する評価

4番、目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価が、利用状況調査、利用意向調査等は実施したが目標の達成ができなかった。活動に対する評価といたしましては、遊休農地所有者等への指導は行ったが、新規発生のために解消が進まなかった、ということでございます。

## V 違反転用への適正な対応

### 1. 現状及び課題

違反転用への適正な対応につきましては、違反転用がha単位となっておりますので、0haということを入れていただいております。

### 2. 平成28年度実績

実績0、増減0です。

### 3. 活動計画・実績及び評価

活動計画・実績及び評価につきましては、活動計画は、年間を通じて、農地パトロール等による違反転用の未然防止に向けた取組を行う。活動実績が、農業委員や事務局職員、農地相談員による農地パトロールの実施を年間を通じて行っていきました。活動に対する評価といたしましては、農地パトロールの成果があり違反転用の未然防止につながった、ということでございます。

つづきまして、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1. 農地法第3条に基づく許可事務

1番、農地法第3条に基づく許可事務が、22件ございました。

### 2. 農地転用に関する事務

2番、農地転用に関する事務が、4条、5条になりますけれども31件ございました。

つづいて48ページです。

### 3. 農地所有適格法人からの報告への対応

農地所有適格法人からの報告ということで、26法人ございます。1法人からしかまだ報告があがっていないところです。対応方法といたしましては、3月末までに提出を要請する、というような対策をとろうと思っているところでございます。

### 4. 情報の提供等

4番の情報の提供につきまして、貸借料情報の調査・提供につきましては、町のホームページで公表しているところです。農地の権利移動等の状況把握につきましては、権利移動等の手続きなどについて、町ホームページで紹介しているところです。農地台帳の整備につきましては、随時データ更新を行っております。公表につきましては、農地法に定められた項目のみの閲覧を、事務局のパソコンで行っているところでございます。

つづきまして49ページです。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、農地利用最適化等に関する事務につきましては、要望・意見については、農地を探している、対処内容につきましては、農業委員による農地の仲介ということが対処内容となっております。農地法等によりその権限に属された事務につきましては、転用に関する相談が意見として寄せられております。対処内容といたしましては、転用可能かについて調査の上、依頼者へ報告することとしております。

## VIII 事務の実施状況の公表等

事務の実施状況の公表です。総会等の議事録の公表につきましては、HPで公表しているところです。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見については0件となっております。活動計画の点検・評価の公表は、これにありますけれども、HPに公表しております。また窓口でも閲覧可能としているところがございます。

つづきまして50ページです。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。

## I 農業委員会の状況

1番の農業委員会の状況につきましては、耕地及び作付面積統計によるものと農林業センサスによるもの、あと農業委員会調べによるものでございます。2015年に農林業センサスが実施されております。28年と数値は変わっておりません。認定農業者につきましては、130あって4件経営体増えましたので、134経営体となっているところがございます。

つづきまして51ページです。

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

担い手への農地の利用集積・集約化です。これまでの集積面積が638haで、集積率が43.11%です。29年度の目標といたしましては、28年度の19haの実績を踏まえて、平成29年度は20haとするということで、集積面積の目標を658haと設定しているところです。

つづきまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

2番になります。平成29年度の目標活動計画です。同じく去年と一緒に、3経営体の参入を目標としております。参入面積につきましては1.5ha、1人あたり50aですね、下限面積で設定しているところがございます。活動計画といたしましては、年間を通じて新規参入者への農地のあつせん事業等を実施していく、でございます。

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1. 現状及び課題

遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地面積が 53.7ha で、割合として 3.63%でございます。

##### 2. 平成29年度の目標及び活動計画

2番の平成29年度の目標及び活動計画につきましては、活動目標といたしまして、昨年度が 7.6ha の実績を踏まえて、29年度は 8ha の解消面積を目標としているところで、調査人員につきましても 14名、実施期間につきましても 5月～8月、調査結果取りまとめが 8月～10月というところです。

利用情報調査の調査方法といたしましては、調査区域を管内全域の農業委員担当区域毎に区切り道路等からの目視による巡回を行い、遊休農地化している箇所について地図上に記録することとしています。

利用意向調査につきましては、実施時期を 9月から 11月、調査結果取りまとめを 12月～3月としているところでございます。

#### V 違反転用への適正な対応

転用違反への適正な対応といたしまして、転用違反につきましては 0、活動計画といたしましては、年間を通じて、農地パトロール等による違反転用の未然防止に向けた取組を行うということでございます。

53ページ、失礼いたしました、○年度となっておりますが 28年度でございます。28年度の活動で申し上げた数字をまとめたものになっております。事務局から以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[事務局]

よろしいですか。いま、数字等の活動計画をあげさせていただきました。これホームページで公開するとですね、そこ辺の内容が若干変わってきます。これをまた 5月の総会にあげさせていただいて、国、県にあげるわけなのですけれども、国、県からも、いろんな指摘事項があつて訂正する場合がございます。5月の総会でまた申し上げますけれども、総会で了解をいただいた

後にも、また訂正があるということにつきまして、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[議長]

その他何か質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

これもちまして、平成29年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時10分終了)



高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長            会 長

署名委員            8 番

署名委員            1 0 番